3 ページ 042です。

新型コロナウイルス感染症対策関連情報

子育て臨時給付金・ひとり親家庭への臨時特別給付金を 支給します - 東久留米市独自事業-

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する市独自の施策の一つとして、児童手当(特例給付は除く)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)および児童育成手当(障害手当は除く)を受給しているひとり親家庭それぞれに対し、給付金を支給します。

①子育て臨時給付金

【支給対象者】3年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付は除く)の受給者

※受給者の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方(児童一人当たりの受給額が月額5千円の方)および児童手当法第17条で規定する公務員の方は対象外

【対象児童】 3 年 4 月分の児童手当が支給される児童(年齢到達や死亡などにより 3 月分の児童手当が支給される児童を含む)

【支給額】児童1人当たり5千円

②ひとり親家庭への臨時特別給付金

【支給対象者】3年4月分(3月分および5月分を含む)の児童育成手当(障害手当は除く)の受給者

【対象児童】 3年4月分の児童育成手当が支給される児童(年齢到達や死亡などにより3月分の児童育成手当が支給される児童および4月に申請し、5月分の児童育成手当が支給される児童を含む)

【支給額】児童1人当たり1万円

《①·②共通事項》

【支給手続き】申請は不要です。対象となる方には、5月上旬に給付金の ご案内を送付しますので、ご確認ください。

詳しくは児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

特定健診・後期高齢者健診・無保険者健診の日程を変更します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、医療機関でのワクチン接種に伴う混雑を避けるため、特定健診・後期高齢者健診・無保険者健診の日程を変更します(下表参照)。

事情により健診実施月に受診できなかった方は、12月~2月にも健診を実施しますので、その際に受診をお願いします。※同感染症拡大状況により、実施延期もしくは中止になる場合があります。ご理解のほどよろしくお願いします。

詳しくは健康課特定健診係☎477・0013へ。

特定健診・後期高齢者健診・無保険者健診の日程について

健診実施月	対象者(2年度まで)	\Rightarrow	対象者(3年度)
6月	4・5・6 月生まれ		4・5月生まれ
7月	7・8・9月生まれ		6・7月生まれ
8月	10・11月生まれ		8・9月生まれ
9月	12・1 月生まれ		10・11月生まれ
10月	2・3月生まれ		12・1 月生まれ
11月	_		2・3月生まれ

新型コロナウイルス感染症相談窓口 ~まずは電話で相談を~

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談

●東京都発熱相談センター☎03・5320・4592

(24時間、土曜・日曜日、祝日も受付)

●東京都多摩小平保健所☎450・3111

(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時受付) ※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関する一般的内容(予防など)の相談

●厚生労働省電話相談窓口 (コールセンター)

☎0120 · 565653

(土曜・日曜日、祝日も受付。対応言語と受付時間は次の通りです) 日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語:午前9時 ~午後9時

タイ語:午前9時~午後6時 ベトナム語:午前10時~午後7時

●東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓□

(新型コロナコールセンター)

☎0570·550571 (午前9時~午後10時。土曜·日曜日、祝日も受付) ※日本語、英語、中国語、韓国語などに対応しています。

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を 支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的な影響を受けやすい児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などの方に対し、給付金を支給します。

【支給対象者】次の①~③のいずれかに該当する方

- ①3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る

③3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス 感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受 給している方と同じ水準となっている方

【支給額】児童1人当たり5万円

【支給手続き】次の通り

①に該当する方

申請は不要です。4月下旬に児童扶養手当の登録口座に振り込みました。

②・③に該当する方

申請が必要です。児童扶養手当認定者の方には、4月中旬に給付金の ご案内を送付しました。

【申請期限】 4年2月28日(月)

詳しくは児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

国民健康保険傷病手当金を支給しています

国民健康保険の被保険者で、被用者である方が新型コロナウイルス感染症に罹患したことなどにより働くことができなかった期間の手当てとして、 傷病手当金を支給します。

【支給対象者】次の①~③のすべてを満たす方

- ①東久留米市国民健康保険の被保険者
- ②雇用契約に基づいて定期的に給与等の支払いを受けている被保険者 (個人事業主などは対象外)
- ③新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱など感染の疑いによる 療養のため働くことができず、給与等を受けることができない被保険 者

【支給対象日数】働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことができなかった期間

【支給額】直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×支給対象日数(上限あり)

※給与等の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整 されたり、支給されない場合があります。

【適用期間】2年1月1日~3年6月30日の間で、療養のため働くことができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)

【申請方法】原則郵送。申請書類が必要な方には書類を郵送しますので、 お問い合わせください。なお、申請には、医師の意見書と事業主の証明 書が必要となります。

問い合わせと詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市公共施設の利用制限などを行っている場合があります。最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市ホームページをご覧ください(右QRコード)。



新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口

ワクチン接種に関する一般的な内容について

●厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎0120・761770 (フリーダイヤル)

(午前9時~午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付)

● (厚生労働省) 新型コロナウイルス関連及びワクチンについての聴覚障害者相談窓口

聴覚に障害のある方に向けた個別の相談先として、ファクス、メールアドレスの相談窓口が設置されています(ワクチンに限らず新型コロナウィルス関連に対応)。

ファクス:03・3581・6251

メールアドレス: corona-2020@mhlw.go.jp

ワクチン接種に関する市の対応(接種の予約や会場など)について

●東久留米市新型コロナワクチンコールセンター

☎420・7177 (かけ間違いのないようにご注意ください)

(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時受付)

ファクス:477・0033 (聴覚に障害のある方などの相談)

【ご注意】ワクチン接種の予約ができるのは、クーポン券(接種券)が到 着してからとなります。